

経済産業省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分			各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
	区分	分野	提案事項(事項名)	見解	補足資料				
21	B	地方に対する規制緩和	産業振興	水素ステーション整備促進のための規制緩和	【神奈川県】 事故防止等の安全確保の方策を構築しつつ、提案の実現に向けて検討を求め。 【神奈川県】 事故防止等の安全確保の方策を構築しつつ、提案の実現に向けて検討を求め。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国知事会】 事故防止等の安全確保の方策を構築しつつ、提案団体の提案の実現に向けて検討を求め。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。			6【経済産業省】 (2) 高圧ガス保安法(昭26法204) 圧縮水素スタンドに対して都道府県知事が行う高圧ガスの製造の許可(5条)については、省令を改正し、地盤直下に高圧ガス設備を設置する場合の基準を登録することにより、地盤直下への高圧ガス設備の設置が、高圧ガス施設の敷地境界との距離の確保と同等の措置として認められることを平成28年中に明確化する。 【措置済み(容器保安規則等の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第105号))】
214	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	屋内におけるFCFLへの水素充填を可能とする規制緩和	【神奈川県】 事故防止等の安全確保の方策を構築しつつ、提案の実現に向けて検討を求め。 【神奈川県】 事故防止等の安全確保の方策を構築しつつ、提案の実現に向けて検討を求め。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国知事会】 事故防止等の安全確保の方策を構築しつつ、提案団体の提案の実現に向けて検討を求め。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。			高圧ガス保安法の技術基準は性能規定化されており、許可の権限は都道府県にある。 水素スタンドの設備を屋内に設置することは特殊な事例であることから、更にこれを具体化したケースを想定し基準として示すことは適当ではないと考える。今後屋内に設置したいという事業者が現れれば適切な場合の対応に寄与することを想定されていることだが、まずは、現行の技術基準や例示基準に照らして判断いただきたい。 なお、例示基準は、性能規定化された技術基準に適合している例を示しているものであり、技術基準を満たす内容は例示基準に限定されるものではない。
215	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	FCV及びFCEVへの水素セルフ充填を可能とする規制緩和	【神奈川県】 事故防止等の安全確保の方策を構築しつつ、提案の実現に向けて検討を求め。 【神奈川県】 事故防止等の安全確保の方策を構築しつつ、提案の実現に向けて検討を求め。 提案の速やかな実現に向けて積極的な検討を求め。	【全国知事会】 事故防止等の安全確保の方策を構築しつつ、提案団体の提案の実現に向けて検討を求め。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。			水素スタンドにおけるセルフ充填については、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)において、安全性と利便性の確保の観点から必要ないハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協働して検討し、結論を得た上で、セルフスタンドを可能とすることとし、平成30年度までに結論を得次第速やかに措置することとしている。
216	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	道の駅/等道路空間設置型水素ステーション実現のための規制緩和	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求め。なお、検討に当たっては、安全性を最優先に配慮されたい。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。			道路法に定める占用許可対象物件は、道路の本来的機能である一般通行機能に支障を及ぼさない範囲内で定められたものであることから、ご提案の水素ステーションを占用許可対象物件とすることが適切か否かを検討する必要がある。 当該検討の材料として、貴団体において道路区域内に設置しようとする工作物の寸法、詳細、設置しようとする位置、道路上に設置しなければならない必要性等を具体的に示してください。 また、水素の正しい取扱いは具体的にどのような方法を指しており、その場合にガソリンと同様の安全性を確保できると考えられる理由についても併せて説明願いたい。 それらの回答を踏まえて、水素ステーションを道路上に設置することによる道路の交通及び構造に与える影響や道路管理上の支障の有無、十分な安全性が確保されるか否か等を勘案の上、これを占用許可対象物件とすることの適否について検討して参りたい。
59	B	地方に対する規制緩和	産業振興	高圧ガス第二種貯蔵所に係る承認規定の追加	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。			高圧ガス保安法では、第二種貯蔵所の譲渡や引き渡しの際に新たに届出を行うことを求めている。したがって指摘のような届出時期や添付書類の問題は法律上存在しない。

経済産業省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
26	B	地方に対する規制緩和	産業振興	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止	鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受について、許可を要しないこととすべき。	【現状】 本県では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しく、インシデントが大幅に増加し、農業者や生活環境被害が急増している。このため、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業(受託者：福島県猟友会)を実施している。事業実施に伴う火薬類取締法に基づく実包の譲受許可申請に当たり、各支部での申請者合計382人(申請件数362件)、申請手数料等の費用負担 867,568円(2,400円/件+手数料)が生じた。 【支障事例】 委託者(捕獲従事者)から「申請手続のため捕獲の着手までに手間と費用がかかった」旨の苦情等が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲受については県知事の許可が不要であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものとする。	火薬類取締法第17条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、第14条の2	警察庁、経済産業省、環境省	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、岐阜県		北海道 いわき市、千代田市、静岡市、浜田市、山口県、徳島県、宮崎県	○狩猟や有害鳥獣捕獲、鳥獣自由の管理捕獲では、いずれにおいても一定の数量までは無許可で実包を購入することができる。指定管理鳥獣捕獲等事業においては、従事者が許可申請、許可証の交付を受ける必要があり、申請者の負担が大きい。また、事業実施の時期に大数の捕獲従事者が手続を完了することとなるため、交付手続きに日数を要している。 4月から9月はニホンジカが産卵前、個体数を効率的に減少させるための有効な捕獲時期で、年度当初からの事業実施に努めているが、許可証の入手に時間を要して捕獲の着手が遅れる事態も生じるなど、事業の円滑な実施に支障をきたしている。 このため、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者においても、一定の数量までは無許可で購入できれば、捕獲従事者の負担軽減や、出産前年の捕獲による個体数削減効果が期待できる。 ○支障事例 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲業務の委託先は法人であるが、許可申請は個々の捕獲従事者(本県では350人程度)が行うため、申請手続きに時間を要し、申請手数料の費用負担が生じたりすることで、円滑な事業遂行に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 主に個人で実施する狩猟、有害鳥獣捕獲に用いる実包の譲受は、正常な事業活動を阻害するおそれがあるとの理由で都道府県公安委員会からの許可が不要となっている。 このため、申請を捕獲従事者個人が行っている指定管理鳥獣捕獲等事業の実施のための実包の譲受についても、同様の理由により許可不要として支障はないと考えられる。	火薬類取締法において、火薬類の譲受を許可制としている趣旨は、許可申請時にその目的等を確認することで、火薬類の不正常使用を防止し、公共の安全の確保を図ろうとするものである。従って、譲受の許可に際しては、譲受目的のほか、消費の目的・数量・保管場所等について確認し、申請者が当該火薬類を譲り受けても公共の安全の維持に支障がいかうかを確認している。無許可譲受については、例外として、譲受の目的が明らかに公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと判断できる場合について、数量制限等を設けた上で認めているものである。 指定管理鳥獣捕獲等事業は、著しく増加した鳥獣を捕獲することを目的としており、相当数の火薬類(実包)を消費することが考えられるが、当該事業の従事者が、火薬類(実包)をどの程度の量、どの程度の期間において消費するかの事実を明らかにされたい。また、当該事業で消費する火薬類(実包)の譲受が許可制であることにより、当該事業の実施に際してどのような支障が生じているのか具体的に示されたい。 なお、当該事業を実施するために必要な実包について、火薬類取締法に基づく譲受許可手続を行う際にかかる費用は、事業費から支出されるため、従事者による費用負担は発生しない。	【公共の安全の維持に関する支障について】 ・本県の実包として、火薬類取締法に基づく実包の譲受が許可不要として措置されている有害鳥獣の許可捕獲を実施している者(各市町村の有害鳥獣捕獲活動従事者)、指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲従事者は同一(福島県猟友会)であり、有害鳥獣の管理を目的とした譲受について十分な確認がある。 ・指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者における実包の使用実態としては、平成27年9月から平成28年7月までの消費が1人あたり平均13発(抽出調査結果)であり、これは有害鳥獣許可捕獲での無許可譲り受け上限300発に比べて少量である。 ・これを踏まえれば、指定管理鳥獣捕獲等事業における実包の譲り受けは、目的が明確であると共に、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられる。 【火薬類(実包)の譲受が許可制であることによる具体的な支障事例】 ・個人が個人で有害鳥獣の管理を行ったり実包を譲り受けにいかかわらず、狩猟等は届出制、指定管理鳥獣捕獲等事業は許可制であるため、それぞれ別の手続とならなければならないだけでなく、実包の管理を煩雑にしている。こうしたことが、従事者にとって大きな負担となっており、指定管理鳥獣捕獲等事業への参加を妨げている。 ・このように、手続面及び実包の管理面での負担により、指定管理鳥獣捕獲等事業の取組に参加しない者がいるため、指定管理鳥獣捕獲の実績が伸びず、指定管理鳥獣捕獲等事業の推進の支障となっている。 本県における指定管理鳥獣捕獲等事業の実態、支障事例等は以上であり、提案事項について対応した。なお、それでも対応が困難とする場合には、国において、指定管理鳥獣捕獲等事業の実態の使用実態に係る全国調査を行っていただき、現状と課題の把握に努めていただきたい上で、対応の方向性を検討させていただきたい。	有
43	A	権限移譲	産業振興	小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限を都道府県へ移譲	小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限を都道府県へ移譲すること。(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)	【支障事例】 小規模事業者持続化補助金については、平成25年度から毎年補正予算措置され、小規模事業者支援に関する重要な施策として執行されている。H26年度の地方分権改革に関する提案事業において、本補助金の権限移譲について提案を行い、第1次回答において、「今後の小規模企業の権限移譲に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話をし、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携するための方策を検討してまいりたい」との回答がなされているが、都道府県への情報提供や連携する仕組みが図られていないことから、都道府県が行う事業との一体的な支援が十分に行えていない。 【制度改正の必要性】 都道府県は地元の高工業・商工会議所、企業との距離が近く、経営計画の策定や販路開拓の課題に対しても機動的な対応が可能である。このように地域と結びつきが深い事業については、都道府県が担う方が適当である。 なお、小規模事業者支援法に基づき定められている「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針」には、「小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであり」との記述もある。	地域経済の担い手である中小企業への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等との連携を密接で地域の実情に精通している都道府県が一元的に担えば、より効果的・効率的に行える。 なお、小規模事業者持続化補助金の申請には、経営計画が必要となるが、個々の経営の実態を把握した経営者に対する認知度が低いため、県が一元的に事業を実施した方が、より効果的・効率的と言える。	小規模事業者持続化補助金交付要綱	経済産業省	埼玉県	新潟県、浜松市	小規模事業者持続化補助金については、小規模企業振興基本計画における重点施策である「ビジネスプラン等に基づく経営の促進」を踏まえ、全国の小規模事業者が、高工業・商工会議所と一体となって策定した経営計画に基づき実施する販路開拓を支援するものである。 高工業・商工会議所の全国団体である全国商工会連合会、日本商工会議所を実施主体とし、補助事業の判断に当たっては全国で公平性を確保し、審査・執行体制を構築している中、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる交付金とすることは、都道府県間で不公平な執行状況が生まれない、移譲できない。 また、本事業はその時の政策的必要性を踏まえ補正予算で措置されているものであり、都道府県へ委譲することは適切ではない。	補助事業の選択に当たっては、採択審査基準の明確化や事務執行マニュアルの整備により、全都道府県で統一したルールを構築でき、不公平は生じないとする。 また、本事業は平成25年度補正予算で措置されて以来、26年度補正予算、27年度補正予算と3年連続で措置されている。 高工業・商工会議所の全国団体である全国商工会連合会、日本商工会議所を実施主体とし、補助事業の判断に当たっては全国で公平性を確保し、審査・執行体制を構築している中、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる交付金とすることは、都道府県間で不公平な執行状況が生まれない、移譲できない。 また、本事業はその時の政策的必要性を踏まえ補正予算で措置されているものであり、都道府県へ委譲することは適切ではない。 したがって、地域と結びつきが深い本事業については、都道府県へ移譲すべきである。 なお、先述したとおり、「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに高工業会議所及び日本商工会議所に対する基本指針」には、「小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであり」との記述があるが、当該記述と小規模事業者持続化補助金との関係についてどのようにお考えなのか御説明いただきたい。		
96	A	権限移譲	産業振興	商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務の都道府県への移譲	商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務の都道府県への移譲	地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が積極的に担うことにより、効果的・効率的に行える。	小規模事業者持続化補助金交付要綱	経済産業省	栃木県	新潟県	小規模事業者持続化補助金については、小規模企業振興基本計画における重点施策である「ビジネスプラン等に基づく経営の促進」を踏まえ、全国の小規模事業者が、高工業・商工会議所と一体となって策定した経営計画に基づき実施する販路開拓を支援するものである。 高工業・商工会議所の全国団体である全国商工会連合会、日本商工会議所を実施主体とし、補助事業の判断に当たっては全国で公平性を確保し、審査・執行体制を構築している中、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる交付金とすることは、都道府県間で不公平な執行状況が生まれない、移譲できない。 また、本事業はその時の政策的必要性を踏まえ補正予算で措置されているものであり、都道府県へ委譲することは適切ではない。	中小企業を取り巻く状況には地域差があり、全国団体による画一的な審査はそれぞれの地域の実情を適切に反映することが難しく、より条件の地域の中小企業に有利と云わざを得ず、更なる地域差を招くことにつながる。 地域経済の担い手である中小企業への支援施策を効果的・効果的に推進するためには、地域の情報やネットワークを有する都道府県の実情を適切に把握し、都道府県が実施する事業と適切に連携することが必要である。そのため、販路開拓に関する事務については都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とした上で、都道府県へ移譲すべきである。			
89	A	権限移譲	産業振興	経営革新計画承認窓口の都道府県から指定都市への移譲	経営革新計画の承認を指定都市でも実施できるようにする。	本市においては、本市の関係団体であるさいたま市産業創造財団が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新計画認定支援機関として認定を受け、同財団を通じて、同法に基づき経営革新計画の策定支援等を含む総合的な中小企業支援を実施していることである。しかしながら、同法に基づく経営革新計画の認定は都道府県の事務とされていることから、本市として市の実施する事業との連携が図りにくくなっている。 なお、経営革新計画の承認については、全国的には承認件数が減少傾向にある中で、埼玉県では経営革新計画の承認窓口の増設等により承認件数が増加(平成24年度260件→平成27年度768件)しており、経営革新計画の承認に至るルートを増やすことは、承認件数の増加という効果ももたらすものと考えられる。	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律9条	経済産業省	さいたま市	浜松市	当制度については、地方分権推進委員会第5次報告(平成10年11月)において、中小企業支援策について「地方公共団体が一定の役割を果たしつつ、支援対象を選定できるよう、「地域性の高い事業については都道府県が計画承認を行う制度とする」ことが盛り込まれていたことを踏まえ、また事業者の利便性を配慮し、全国一律の取組以外の地域性の高い事業については平成11年の制度創設時より都道府県が承認を行うこととしている。 他方、地方分権の観点から、地方自治法第25条の1の2に基づき、都道府県知事からあつかいする市町村の長に協議し、条例を定めることにより、都道府県の一部を市町村に移譲することができることとなっていることから、必要に応じて県と相談していただきたい。	本市としては、中小企業の課題解決や成長支援等について、幅広く柔軟に支援していきたいと考えている。今後、経営革新計画策定の支援について、本市の関係団体であるさいたま市産業創造財団が行っている現状、本市において承認を行うことによる、中小企業の利便性向上や成長への影響、他の指定都市における現状等を調査・研究した上で必要に応じて県に相談することとした。			

経済産業省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容
	区分	分野		見解	補足資料				
26	B	地方に対する規制緩和	産業振興	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止	<p>【千葉県】</p> <p>本県における昨年度における指定管理鳥獣捕獲等事業において火薬類を購入した実績は、許可申請者数⇒2人、購入数⇒10発または20発、保管場所⇒自宅の銃弾口カ、使用数⇒4発(止め刺しで使用、捕獲者へ意図が及ぶと判断した場合に限り、射による止め刺しで使用している。)、不要となった銃弾⇒射撃等で処理済み。</p> <p>真庁は「指定管理鳥獣捕獲等事業は、相当数の火薬類を消費する」との見解であるが、当県では、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するにあたって、各該鳥獣の意思域の外縁部つまり生息域のない地域で実施することとしており、相当数の弾丸を購入することは、想定せず、真庁の見解とは異なるものである。ただし、火薬取締法において、許可申請時にその目的等を確認し、火薬類の不正使用を防止し、公共の安全の確保を図らうとする趣旨について何ら反論することではないため、数量制限等を設けた上で認めたい。</p> <p>【静岡県】</p> <p>静岡県における指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況</p> <p>○実施期間 10月(27年度実績)</p> <p>○従事者の火薬類(実包)の消費量試算 1,569頭の銃捕獲(H27実績)×2(2発に1回命中と仮定)＝3,138発</p> <p>○実施に際しての支障</p> <p>・従事者全員が申請手続のため警察署に行く必要があり、1人当たり手続に約20分を要する(H28実績:聞き取り全体での所要時間:銃捕獲従事者600人×20分＝12,000分＝200時間⇒1日8時間換算で25日を要する。実測には警察署までの往復の所要時間、手続後のために他のことができない1日程度の時間が別途必要となる。)</p> <p>・対応する警察署職員との日程を調整の時間を加えると、シカが出席する前の個体数管理上重要な季節の捕獲が、火薬類の譲受許可手続が必要ない場合と比較し、約3週間開始が遅れが生じ、事業の円滑な実施に支障が出ている(H28実績を聞き取り)。</p> <p>これらのことから、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施のための譲受許可を不要とすることを要望する。</p> <p>【山口県】</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業は、鳥獣保護管理法に基づき都道府県等が委託して実施する公共事業であり、実施者は安全管理体制や捕獲従事者等の技能及び知識が法定の基準に適合すると都道府県知事から認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業等に限定されている。</p> <p>このため、無許可で火薬及び実包を譲り受けができる有害鳥獣捕獲許可による捕獲や登録狩猟と比較して、目的がより明確で公共性が強く、安全性も高いと考えられる。</p> <p>また、本県の指定管理鳥獣捕獲等事業は、二ホンジカの捕獲を狩猟期間に実施しているが、捕獲従事者は、二ホンジカ以外の狩猟鳥獣を捕獲するため、登録狩猟も行っている。</p> <p>狩猟期間に捕獲従事者が使用する火薬及び実包の数量は、指定管理鳥獣捕獲等事業と登録狩猟を併せても、登録狩猟により無許可で譲り受けできる数量(無煙火薬又は黒色発射火薬の合計50kg以下、銃用雷管又は実包300個以下(ライフル銃の場合50個以下))の範囲内※である。</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業に使用する火薬及び実包について許可が必要であり、登録狩猟の火薬及び実包は、当該事業には使用できないため、捕獲従事者は、本来、登録狩猟に係る火薬及び実包で実施を休む必要があり、負担となっている。</p> <p>許可申請に当たっては、1件当たり2,400円の申請手数料に加え、許可申請及び許可書の交付の受理をすため、平日に複数回警察署に行く必要があり、通常別に仕事を行っている捕獲従事者にとって業務を休む必要があり、負担となっている。</p> <p>なお、本県では、有害鳥獣捕獲許可も、個別許可ではなく、一定期間において包括的に捕獲許可を行っており、指定管理鳥獣捕獲等事業を有害鳥獣捕獲許可による捕獲の期間に実施しても同様な状況となる。※使用量の多い捕獲従事者でも火薬40kg、実包200発程度である。</p> <p>【徳島県】</p> <p>○譲受許可手続に係る費用については、事業費から支出されるため、従事者による費用負担は発生しないものの、本県においても、事業実施前の短期間に、200名程度の捕獲従事者が一斉に手続を行うこととなるため、手続に日数を要し、適正な時期に効果的な捕獲が実施できないなど、事業実施に支障が出ている。</p> <p>○狩猟、有害鳥獣の許可捕獲に用いる実包の譲受は、都道府県公安委員会の許可が不要となっており、当該事業についても、譲受の目的が明らかであり、数量制限等を設けた上で許可不要としても支障はないと考えられる。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の許可については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、手続きにかかる費用については、所管省からの回答が「従業者による費用負担は発生しない」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>火薬類取締法において、譲受の許可に際しては、譲受目的のほか、消費の目的・数量・保管場所等について確認し、申請者が当該火薬類を譲り受けても公共の安全の維持に支障がないかどうかを確認している。</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業は、既存の鳥獣法55条に基づく狩猟者登録を受けた者又は鳥獣法第9条に基づく許可を受けた者がその従事者になると想定される。これらの者の実包等の保有量が増加することも想定されるため、無許可譲り受けを認めることについては、慎重な検討が必要である。</p> <p>一方、提案県は、危険物を管理するために必要な措置を、手間と費用がかかるからと言う理由で撤廃を要望しているが、以下の点で、指定管理鳥獣捕獲等事業の推進に当該許可制度が影響を与えているとは考えられない。したがって、提案を受け入れることは困難である。</p> <p>・譲受許可手続について</p> <p>当該事業は、都道府県の委託事業であり、当該許可に必要な従事者による費用負担は発生しない。</p> <p>なお、火薬類の譲り受け許可に必要な手続きについては、標準処理期間である3日以内には交付されるものと承知しており、一週に手間がかかるものとは認められないと考える。</p> <p>・実包の管理について</p> <p>現在、無許可での実包の譲り受けを認めている有害鳥獣捕獲(鳥獣法第9条)、狩猟(鳥獣法第55条)については、鳥獣法における別の制度であるため、火薬類取締法でもそれぞれの制度的目的で譲り受けた実包は、それぞれの目的に用いられるよう別々に管理されているものと認識している。そのため、指定管理鳥獣捕獲等事業についても鳥獣法における別の制度であるため、これまで無許可で譲り受けていた実包と同様、それぞれの目的に応じて別々の管理が必要。</p> <p>なお、指定管理鳥獣捕獲等事業については、都道府県から委託される事業であり、実包の管理、事業終了時の残火薬の措置も含む必要な費用が計上されていると考えられ、提案県においても公費で取得した実包と個人で取得した実包を混同して取り扱わないよう指導をしているのではないかと考える。</p> <p>・従事者について</p> <p>提案県の意見では、実包の譲受許可制度があるが故に、当該事業に必要な従事者が集まりにくいことであるが、提案県の昨年度の実績では、事業実施のための譲受許可申請者が合計362人確保されており、人数は十分確保されていると考えられる。</p>	6【経済産業省】 (1)火薬類取締法(昭25法149) 火薬類の譲受の許可(17条)については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業における火薬類の管理状況等の実施調査を行った上で、該事業を用いて当該事業を行う捕獲従事者に係る実包の譲受の規制の在り方について検討し、平成30年までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:警察庁及び環境省)	
43	A	権限移譲	産業振興	小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限の都道府県への移譲	<p>【全国知事会】</p> <p>販路開拓への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する販路開拓に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めたい上で、都道府県を実施主体にするが、都道府県に交付すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>販路開拓への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する販路開拓に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めたい上で、都道府県を実施主体にするが、都道府県に交付すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>本事業は、国の経済対策等に伴い補正予算で措置されているものであり、毎年度実施されるものではない。</p> <p>また、例えば、平成27年度補正予算において、政府のTPP協定交渉大助成金を受け、本補助金では海外展開を図る事業者向けには補助上限をアップさせるなど国の政策的課題に対応した内容としているところ。</p> <p>これらを含み、都道府県に委譲することは適切ではないが、各都道府県に対し公募時に情報提供を行うなど一層の連携を図ってまいりたい。</p>	-	
98	A	権限移譲	産業振興	商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務の都道府県への移譲	<p>【全国知事会】</p> <p>販路開拓への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する販路開拓に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めたい上で、都道府県を実施主体にするが、都道府県に交付すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>販路開拓への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する販路開拓に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めたい上で、都道府県を実施主体にするが、都道府県に交付すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>本事業は、国の経済対策等に伴い補正予算で措置されているものであり、毎年度実施されるものではない。</p> <p>また、例えば、平成27年度補正予算において、政府のTPP協定交渉大助成金を受け、本補助金では海外展開を図る事業者向けには補助上限をアップさせるなど国の政策的課題に対応した内容としているところ。</p> <p>これらを含み、都道府県に委譲することは適切ではないが、各都道府県に対し公募時に情報提供を行うなど一層の連携を図ってまいりたい。</p>	-	
89	A	権限移譲	産業振興	経営革新計画承認窓口の都道府県から指定都市への移譲	<p>【全国知事会】</p> <p>関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>			

経済産業省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分			各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
	区分	分野	提案事項(事項名)	見解	補足資料				
225	A	権限移譲	産業振興	地域・まちなか商業活性化支援事業のうち地域商業自立促進事業について事務および権限を都道府県に移譲		<p>【全国知事会】</p> <p>地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携をより効果的に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高める上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p> <p>なお、都道府県が主体になって事業を実施する場合であっても、その情報を国に提供し、活用することにより他の地域に波及させることは可能。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		<p>本事業は、商店街のモデルとなり得るような先進的な取組を集中的に支援することによって成功モデルを創出して、他の地域に波及させていくことにより、全国の商店街の発展を図ることを目的としたものである。このため、予算的な制約や、都道府県単位ではなく、全国的な見地から実施する必要があることから、国の実施が必要不可欠である。</p> <p>専断の取組については、地域の商店街に精通している基礎自治体の連携が重要であるため、基礎自治体の支援計画書の提出を受けるとして、その関与や支援のあり方を確認するとともに、関与が強い案件を優先的に採択するなどしているところ。</p>	
226	A	権限移譲	産業振興	中小サービス業中核人材の育成支援事業および小規模事業者支援人材育成事業について事務および権限を都道府県に移譲		<p>【全国知事会】</p> <p>中小企業・小規模事業者の育成支援、特に本事業の研修事業については、国と都道府県の事業を対象や内容に重複が生じる可能性があることから、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。</p> <p>都道府県が実施する中小企業・小規模事業者の支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高める上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。なお、現行の他の制度において、国の基本指針等に基づき都道府県が実施する事業は多数存在する。</p>		<p>「中小サービス業中核人材の育成支援事業」は、中小サービス事業者の次世代経営人材と職員企業等をマッチングし、実地研修を組成することで、経営等の成功の礎を体得する機会を提供するもの。このため、全国から、経営人材を研修したい中小企業及びひこした経営人材を育成する中小企業等を募り、適切にマッチングする必要があるため、地域単位での支援は望まない。</p> <p>しかしながら、本事業に参加する優良企業等の情報については、自治体の産業政策等において有益な情報でもあると考えられるため、要望を踏まえ、情報共有に努めていく。</p> <p>なお、利用者等の要望を踏まえ、引き続き、交付手続をより迅速に行うよう努めていく。</p> <p>「小規模事業者支援人材育成事業」においては、商工会・商工会議所の経営指導員に対し小規模企業振興基本法制定など制度内容や概要要求の解説など国が行っている中小企業・小規模事業者向けの施策についての説明を行っており、都道府県が行う事業との重複はないと考えている。</p> <p>しかしながら、本研修事業の内容については、各都道府県との連携を強化していくことが重要であるとの認識の下、各都道府県の研修日程が確定した段階で情報提供を行っており、一部の研修については都道府県担当者がオブザーバー参加されているところ。</p> <p>引き続き本事業における各都道府県との連携強化に努めてまいりたい。</p>	
45	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	孤立死防止対策の充実		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>		<p>一部の自治体においては、独自のガイドライン等を設け、地域の実情に応じて適切な運用がなされているところである。過剰な規制緩和の具体的な事例は、個々の状況により様々なケースが考えられることから、国として、強制的な一律的な具体的基準を示すことは、その運用を複雑化させてしまう恐れがあり、必要はないと考えている。</p>	
54	B	地方に対する規制緩和	産業振興	大規模小売店舗の新設・変更に関する届出事項に係る県設置期間等の短縮		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>大店立地法の執行において、都道府県から大店側への意見の実績は、近年、減少傾向であり、平成27年度は1件となっている。</p> <p>しかしながら、4ヶ月間の縦覧期間は、市町村・住民からの意見を都道府県が聴取するために法律上設定されたものであり、縦覧期間中に都道府県に寄せられる意見については、平成27年度末、市町村からは12件、住民からは42件となっており、全国的には多数の意見が提出されていることが確認されている。(注)</p> <p>今回の岡山県からの要望は、県庁の審査会開催日程の調整期間を現在より、長く確保したいという実務上の課題からのものであるが、縦覧開始前に、県庁側で市町村・住民の意見が出てこないという懸念が解消したとしても、縦覧期間を短縮することは、県が把握していない確定的な市町村・住民の意見提出の機会を減らすことになり、市町村・住民の意見聴取の機会を確保するという制度上の目的を毀損することとなる。少なくとも、実務上の理由をもって行うべきではないと考える。</p> <p>(注) 全国的に多数の市町村・住民からの意見が都道府県に提出されているにも関わらず、都道府県から大店側に伝えられる意見がほとんどないことについては、主に以下のような事情がある。</p> <p>① 大店立地法の法目的(周辺生活環境の維持)に合致しない意見が市町村・住民から出されている。</p> <p>② 市町村・住民からの意見があった場合、すぐに県庁から大店側に伝えられ、県の審査会まで追加的対策や大店側の見解を求め、県の審査会には、追加的対策・大店側の見解も踏まえて審議するようになっている。</p>	
62	A	権限移譲	産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲		<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。</p>		<p>1. 実態として、事業協同組合の数は、存在する都道府県や業種によって大きく異なっている。</p> <p>2. 地方経済産業局は製造業や卸小売業等多くの組合の事務を担当しているが、その行う事務について権限を都道府県に移管するに当たっては、移管後に他の都道府県に存在する組合事務等への人員増等の実施等を含めた管理態様が適切に実施されるかを確認する必要がある。</p> <p>3. 御指摘のように、組合の事務内容を委譲もしくは委譲予定の省庁もまたあり、その状況等も踏まえながら、地方経済産業局の事務について、委譲後も適切な管理監督が可能となるが検討して参りたい。</p>	<p>4【(経済産業省)】</p> <p>(1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等)であって地方経済産業局の所管に係るものに関する事務・権限に関する。については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
71	B	地方に対する規制緩和	産業振興	工業用水道事業における雑用水の供給に関する規制緩和				<p>【国土交通省回答】</p> <p>一次回答で示したとおり、河川法第23条に基づき流水の占有は、「ある特定目的のために、その目的を達成するための必要範囲において、公利用物たる河川の流水を排他的・継続的に占有することとされている。水利使用の許可に当たっては、社会全体からみれば、社会公益性や公益性、また取水予定量が河川の状況等に照らして安定的に取水可能であることを確認する必要がある。</p> <p>工業用水の一部を雑用水に転用する場合には、転用も河川の流水を適切に管理するために、申請内容から革新的な不適切な取水実施となっていないかを確認し、必要に応じて是正する必要があることなどから、許可の申請を求めている。</p> <p>一方で、工業用水の一部を雑用水として供給する際、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として行われる場合に、一定量未満の水利使用の申請を不要としているが、これはあくまで「特に試験的な措置」に限ったものである。つまり、水利使用者側の供給先において、雑用水として機能するのを確認する必要があるものの先行し、試験的措置として河川管理者に許可を求めず取水可能としている範囲を示しているにすぎない。試験期間終了後に、水利使用者側で本格的に雑用水として水利使用する場合は、当然のことながら許可申請を行う必要がある。</p> <p>なお、試験的措置として水利使用の申請を不要としている日量1,200立方メートル未満等は、都道府県知事が流水の占有の許可を行っている河川(一級河川の指定区間及び二級河川)において、広域的な水利利用の調整を図る観点から国土交通大臣の許可又は協議に依らなければならない取水量(日量2,500立方メートル以上)に満たない取水量である。当該取水量未満の試験的転用が、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として行われる期間であれば、河川管理に大きな影響を及ぼすものではないと判断し、許可を不要としたものであり、この考え方は現状においても変わるものではない。</p> <p>水利使用の許可の発注・更新等においては、許可期間における申請者の本業等の動向等を踏まえて迅速な審査に努めているところであり、明確な根拠等が示されれば、新規の申請よりも短い期間で許可をすることが一般的である。</p> <p>また、重要の許可の届出には、河川法施行規則第40条第2項で「重要の許可への申請においては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足り」と定めており、許可申請者の添付図書の簡略化を措置している。</p> <p>【経済産業省回答】</p> <p>この度の提案団体からの見解については、当省としては一次回答で示したとおりである。</p>	

経済産業省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分			各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
	区分	分野	提案事項(事項名)	見解	補足資料				
92	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	工場立地法により設置を要する環境施設の追加	-	【全国市長会】 提案の趣旨を踏まえ、周辺の生活環境に配慮しつつ、設備設置促進について検討を行うこと。		工場立地法における環境施設とは、「緑地に類する施設」かつ「工場又は事業場の周辺の生活環境の保持に寄与する施設」と定義されている。 蓄電池設備は太陽光発電設備と併設されている例もあるが、その技術的安全性や周辺環境への影響等については、各々個別に検討する必要がある。そうした中で蓄電池は消防法で規制の対象となっていること、これまで食用電池を主として廃棄・廃棄物等が盛況している事実があり、安全性等の観点から周辺環境への影響は少なからずあるものと思われる。 (※9/7提案団体からの見解においても「周辺生活環境への影響が存すること」については認識されている。) 以上のことから、提案の蓄電池設備が具体的にどのようなものかを十分に精査する必要があり、現時点においては同設備を環境施設と定義することはできないものと考えられる。	
93	B	地方に対する規制緩和	産業振興	砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		「軽微な変更」については、提案団体からの見解にある採石法の規定方法と同様の方法が良いかも含めて検討を行う必要があると考えている。また、具体的にどういった変更が「軽微な変更」としても問題のないものに該当するのかが検討するにあたり、必要がある場合には、認可権者のご意見も聞くなどに対応してまいりたい。	6【経済産業省】 (4)砂利採取法(昭43法74) (5)認可ではなく届出により対応できる採取計画の軽微な変更(20条2項)については、認可権者の意見を踏まえつつ、その具体的な該当範囲を検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：国土交通省)
94	B	地方に対する規制緩和	産業振興	砂利採取業務主任者の認定の規定の削除	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		砂利採取業務主任者の認定の実施等については、昭和44年5月2日付け44化局第398号により通達しており、認定業務は、業務主任者が不在の場合であっても、都道府県知事が認定を行うことが真に必要なものであると認められている。一定の知識と業務経験を有している者の条件を満たす者を認定する旨を規定している。(この通達は、平成13年5月10日付け平成13-04-20地第2号により、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的助言へと位置付けが変更されている。) 都道府県において、都道府県の自主性を確保した上で、業務主任者の実質を評価し、認定の可否を判断する際には、この通達を参考にされたい。 なお、砂利採取業務主任者の認定制度は砂利採取法に記載されている現在でも効力を有する制度であり、経過措置ではないことにご留意頂きたい。	
95	B	地方に対する規制緩和	産業振興	採石業務管理者の認定の規定の削除	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		採石業務管理者の認定の実施等については、昭和49年5月10日付け49農産第12077号及び昭和49年7月15日付け49資産第14854号により通達しており、認定基準は、業務管理者が不在の場合であっても、都道府県知事が認定を行うことが真に必要なものであると認められている。一定の知識と業務経験を有している等の条件を満たす者を認定する旨を規定している。(これら通達は、平成13年5月10日付け平成13-04-20地第2号により、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的助言へと位置付けが変更されている。) 都道府県において、都道府県の自主性を確保した上で、業務管理者の実質を評価し、認定の可否を判断する際には、この通達を参考にされたい。 なお、採石業務管理者の認定制度は砂利採取法に記載されている現在でも効力を有する制度であり、経過措置ではないことにご留意頂きたい。	
141	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	県等が所管する砂利採取法に基づく権限の認可事務等について、市町村が関与する機会を拡大するよう求めるもの。	-	【全国知事会】 所管省からの回答が「現行法で対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 経済産業省・国土交通省からの回答が「現行法で対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○ 以下の点に鑑みると、砂利採取法第37条の「災害」の定義が第19条の認可の基準と同一であるという解釈について、法律上、明確に規定するべきではないか。 ① 内閣法制局の担当者、砂利採取法担当部署の法令担当等、ごく狭い範囲の関係者の間においては、当該解釈が共通の理解となっていたとしても、それ以外の者にとっては、その者に一定の法的な知識が備わっていた場合でも、そのような解釈を直ちに砂利採取法の法文から読み取ることは困難ではないか。 ② 砂利採取法の違憲訴訟においても、当該解釈が明示されておらず、逆に、「災害」の範囲が狭いと解釈を有する表現があるのではないか。 ③ 法制定後約50年にわたって当該解釈が対外的に明らかにされていないことから、今回の清川市の事例のように、「災害」の定義が認可の基準と同一ではないという前提で第37条第1項の規定が適用されてきたのではないか。 ④ 第37条は、市町村の選別に対する調査義務等を都道府県知事等に課しており、その影響が砂利採取計画申請者の権利関係にも及ぶ可能性のある重要な規定であることから、要件をより明確に示す必要があるのではないか。	「災害」の定義について、提案団体から不明確であるという指摘を踏まえ、現場での混乱を避やかに解消するために、砂利採取法の趣旨を徹底し、第37条第1項の「災害」に関する考え方について、速やかに関係市町村への通知も含め各都道府県知事に通知することとした。 なお、法第37条第1項の「災害」の解釈は、法第19条の認可基準から判断し「他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、または他の産業の利益を損傷し、公共の福祉に反すると認められるもの」であり、砂利採取に伴う水質汚濁等の被害もまた概念であることについても、当該と内閣法制局との間で文書にて確認されているものであるため、法改正ではなく通知により対応したい。 また、将来にわたる災害が発生するおそれであっても、個別具体的な状況に鑑みて、そのおそれにより市町村長が認めるときは、必要な措置を講ずべきことを要請することができると解される。他方で、遊去からの砂利採取が地域全体の一定割合を超えることの一事をもって、本法における「災害」が直ちに生じるということではなく、個別具体的な状況に応じて判断されるべきである。	6【経済産業省】 (4)砂利採取法(昭43法74) (1)市町村長が砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときに実施できる都道府県知事等への要請(17条1項)については、水質汚濁等の被害のおそれがある場合も実施可能であることを含め、当該要請が実施可能な場合の考え方を明確化するため、都道府県、指定都市等に平成28年中に通知する。 (関係府省：国土交通省) 【清川市】(平成28年11月15日付け経済産業省製造産業局素材産業課、国土交通省水管理・国土保全局水政課通知)
133	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	-	【秋田県】 昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農家世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代(1971)からは劇的に変化しており、「2必ずしも専門的知識や高度な技能を必要としなされる労働集約型産業は減少傾向にあり誘致困難となっている。一方で、必ずしも給与にこだわらず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前出2の条件にマッチするとともに、一定の雇用規模があり、地方が抱える地理的デメリットにとらわれない産業については農工法の規定により、誘致困難となっている。世界農業センサス2015によると、日本の農家戸数は、2010年比約18%減となっており、このうち、専業農家の割合は2010年の72%から66%に縮小してはいるものの、依然、高い水準を維持している。本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農家世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農家世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるため、更なる検討を期待する。		御提案のとおり、農工法第2条第2項に規定する工業等以外の業種を農工団地に導入することができるようになるためには、同法を改正する必要がある。ただし、地域再生法の特例を活用する場合は多く、本年秋に予定し、対象業種の在り方等の検討を進めているところである。その中で、御提案内容を踏まえながら、引き続き検討してまいりたい。 なお、農工法は、支援事例で述べられた、工業等以外の導入を阻むかのような「規制」ではなく、農村地域への工業等の導入を促進するための仕組みである。このため、農工法の適用が地域の業種に適合しない場合には、同法以外の手段によって地域の実情に即した産業の導入を図ることも検討されたい。	6【経済産業省】 (5)農村地域工業等導入促進法(昭46法112) 工業等(2条2項)の業種については、対象を拡大する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省、農林水産省及び国土交通省)

経済産業省 「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府庁からの第1次回答		各府庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									各府庁からの第1次回答		見解	補足資料		
			団体名	支障事例	見解	見解										
134	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に際し、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	半島振興法第3条第3項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会		北海道、長崎県	〇半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要した。)	真貴が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方種改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その都度、関係4府庁で意見交換・確認した上で関係各課による確認を行った時期と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画書の提出から最終提出まで4か月以上を要し、さらに、最終提出から同室まで13か月を要し、御回答を頂いた。	半島振興計画とは、国と関係地方公共団体及び関係事業者の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興策の方向性を定めるところである。半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期間における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。	半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画の作成指針の制定について」(平成27年4月1日付))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興策策定と同一の方向性となっている。	半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画の作成指針の制定について」(平成27年4月1日付))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興策策定と同一の方向性となっている。
302	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に際し、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	半島振興法第3条第3項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会		北海道	〇半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要した。)	真貴が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方種改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その都度、関係4府庁で意見交換・確認した上で関係各課による確認を行った時期と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画書の提出から最終提出まで4か月以上を要し、さらに、最終提出から同室まで13か月を要し、御回答を頂いた。	半島振興計画とは、国と関係地方公共団体及び関係事業者の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興策の方向性を定めるところである。半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期間における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。	半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画の作成指針の制定について」(平成27年4月1日付))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興策策定と同一の方向性となっている。	
135	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合しているときは都道府県に変更すべきことを求めることができるが、実務上、計画策定前に離島振興計画の事前提出により、離島振興基本方針に適合するかどうかの審査が行われている。	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会		北海道、長崎県	〇離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり(時間がかかる。)	離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下法という)、第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画、関係第9項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認められるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。	平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は、また、国への事前提出で頂いた修正意見は該当する修正や削除にとどまらず、計画案の基本的内容を修正する必要があるのではないかと思われる。	また、国への事前提出で頂いた修正意見は該当する修正や削除にとどまらず、計画案の基本的内容を修正する必要があるのではないかと思われる。	
303	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合しているときは都道府県に変更すべきことを求めることができるが、実務上、計画策定前に離島振興計画の事前提出により、離島振興基本方針に適合するかどうかの審査が行われている。	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会		北海道	〇離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)	離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下法という)、第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画、関係第9項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認められるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。	平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は、また、国への事前提出で頂いた修正意見は該当する修正や削除にとどまらず、計画案の基本的内容を修正する必要があるのではないかと思われる。	また、国への事前提出で頂いた修正意見は該当する修正や削除にとどまらず、計画案の基本的内容を修正する必要があるのではないかと思われる。	
51	A	権限移譲	環境・衛生	フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県市及び中核市の長への移譲	岡山県では、フロン排出抑制法の施行前から、環境関係法令、例えば大気汚染防止法と水質汚濁防止法の規制対象施設を設けている事業所について、定期的な立入検査と双方の検査を行うことにより、「フロン排出抑制法についても、今年度から本格的に立入検査を予定しているが、現在立入検査を行っているこれらの事業所には、第一特定製品がほとんど設置されているものと考えられるため、各々の制度等との一体的かつ効果的な運用が期待される。	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境関係法令の権限が政令指定都市・中核市へ移譲されており、それぞれの法令に基づいて、自発的に立入検査等が行われており、それにより、県と市による二重行政的な弊害を減らすことができるとともに、政令指定都市・中核市が立入検査等を通じて信頼している強みやノウハウを生かすこと、比較的短時間で、効率的に処理することが可能となる。	フロン物の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第17条、第18条、第91条、第92条	経済産業省、環境省	岡山県	宮城県、福島県、埼玉県、兵庫県、広島県、徳島県、長崎県	〇提案では、政令指定都市11、特別区が各市あり、これらの中に於いて、ほとんどの環境関係法令の権限が移譲されており、立入立入検査等が実施されている中で、フロン排出抑制法については権限が移譲されていない。	フロン物の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)については、平成25年6月に改正され、平成27年4月に施行されたことであり、本件案の権限を規定している施行の法律は、国における権限を規定して成したものである。	〇機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、現在、都道府県が最優先となっている充填回収業者に関する情報を併せ持っていることが必要」としているが、フロン排出抑制法で機器の管理に関する必要な情報とつづらねの点については、機器の管理者の役割に委ねられるものであり、機器の管理者に対する立入検査等において充填回収業者に関する情報を併せ持つ責任性は無い。	〇また、フロン排出抑制法において機器の設置に係る届出制度が設けられていない現状では、大気汚染防止法や水質汚濁防止法のような環境関係法令に基づいて立入検査等を行ってフロン排出抑制法に係る届出について立入検査等を行うことが、政令市・中核市が蓄積している強みやノウハウを生かすことになり、的確な制度の運用上最も効果的である。		

経済産業省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容
	区分	分野		見解	補足資料				
134	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。			〇一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 〇貴府の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画が同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発生している。 〇今後の半島振興計画の策定手続における国から貴府への指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性を妨げるものでもないと考えている。 〇なお、当面としても地方の負担はできる限り減らすよう対応してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画書の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいりたい所存。	6【経済産業省】 (6)半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたりに行ってきた計画書の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)
302	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。			〇一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 〇貴府の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画が同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発生している。 〇今後の半島振興計画の策定手続における国から貴府への指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性を妨げるものでもないと考えている。 〇なお、当面としても地方の負担はできる限り減らすよう対応してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画書の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいりたい所存。	6【経済産業省】 (6)半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたりに行ってきた計画書の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)
135	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。			〇一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。 〇なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。	6【経済産業省】 (昭28法72) 離島振興計画(3条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)
303	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から、審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。			〇一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。 〇なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。	6【経済産業省】 (昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)
51	A	権限移譲	環境・衛生	フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県知事から政令指定都市及び中核市の長への移譲	【全国知事会】 関連する事務等の移譲についても整理するとともに、手分け方式による検討を求める。 【全国市長会】 広域的な調整の観点等から、慎重に検討されたい。			機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、管理者自身による簡易点検時における履歴の確認とともに、定期点検時の充填回収業者が発行する充填・回収証明書の有無及び充填・回収量の履歴から、当該充填回収業者が、作業を行う区域を管轄する都道府県に登録された者であるか、都道府県への登録時や変更届出内容(充填・回収しようとするフロン類の種類等)に基づき作業が行われていたかなどの確認も必要であることから、登録された充填回収業者に関する情報を併せて持つことが必要である。 このように、都道府県が管理者に対する立入検査や係る指導等を行うことは、管理者における簡易点検等の実効性を高めるとともに、都道府県が監督する充填回収業者について、現場状況から法令遵守の確認や必要に応じた指導等を行う観点となることから、管理者及び充填回収業者に対する指導監督を同じ行政が一元的に行うことが効果的かつ効率的である。 適切に立入検査や係る指導等を行うとともに、政令市・中核市及び充填回収業者の負担を増大しない観点から、都道府県に本件提案の権限が規定されている。本件提案の権限を規定している現行の法律(新法)は、平成25年6月に改正され、平成27年4月に施行されたこと。新法の附則第11条において、「法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況等を踏まえ、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされていることから、本件提案については、その際に、関係府庁、都道府県、市町村及び事業者等のあらゆる関係者の意見を踏まえ検討し合意形成がなされるべきものである。	5【経済産業省】 (1)フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平13法64) 第一種特定製品の管理者に対する指導等(17条、18条、31条及び190条)の適切な執行の在り方については、管理者及び充填回収業者に対する指導監督を同じ行政が一元的に行うことの効果や効率性に留意しつつ、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平25法39)附則1条に基づき、同法の施行後5年を経過した場合に行うこととしている見直しの際に、地方公共団体、事業者等の関係者の意見を踏まえ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)